

◎岡山県告示第三百七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

加賀郡吉備中央町納地字以屋谷二七四番二、二七七番、二七八番一、二八〇番、二八一番一、同字イヤ谷二七五番、二七六番、二七九番一、二八二番、二八四番一、二八五番一、二八六番一、二八九番一、二九〇番一、二九一番一、二九二番一、二九四番一、二九六番一

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、令和三年四月二十八日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。